

2023年（令和5年）10月23日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市市民参加制度審査会  
会 長 牧瀬 稔

市民参加条例に基づく審査結果等について（答申）

令和5年8月18日に令和5年度第1回市民参加制度審査会を開催し、市民参加条例に基づき審査及び評価を行いましたので、結果を次のとおり答申します。

- 市民参加条例第13条第6項第3号の規定に基づく評価結果  
別紙1のとおり
- 市民参加条例第13条第6項第1号の規定に基づく審査結果  
別紙2のとおり
- 市民参加条例第7条第3項の規定に基づく報告事項  
別紙3のとおり
- 審査会からの全般的な意見
  - ・市民参加の対象事項となっている案件については、事前審査を経たうえで市民参加手続きを行い、事業終了後に事後評価を受けるという原則がある中で、事前審査を経ずに事後評価に諮られた案件が見受けられた。担当課、事務局を含め、今後このような状況とならないよう、適切な対応策を講じられたい。

(別紙1)

市民参加条例第13条第6項第3号の規定に基づく評価結果

○令和4年度に取り組んだ市民参加の対象事項に関する市民参加の方法等について(評価)

今回の評価結果等については、次のとおりとします。

所管課	対象事項名(事業名)	評価結果	意見・条件
情報公開課	個人情報保護条例の改正	適当	・公募の市民委員の多選については、一定の配慮が必要である。
まちづくり景観課	逗子市まちづくり条例の一部改正	適当	・説明会の様子をYoutubeを用いて配信した試みは、非常に良い取り組みである。
まちづくり景観課	土地利用に係る3条例(良好な都市環境をつくる条例、まちづくり条例、景観条例)等の改正	適当	
教育総務課	逗子市立久木小学校校舎長寿命化改修等基本設計	適当	・説明会を対面、オンライン併用で開催し、実際に25人の方の参加があったことは、広く市民参加を実施したという観点から、高く評価できる。 ・小学校の近隣住民等に対し、説明会のチラシをポスティングした取り組みは、広く意見を聴取しようとする姿勢を含め評価できる。
環境都市課	市営駐輪・駐車場の運営管理主体の変更について(市営駐車場条例廃止)	適当	・駐輪場利用者へのバブコメ等の周知方法は、分かりやすいものとなっていた。
企画課	逗子市総合計画基本構想の改定及び中期実施計画の策定	適当	
企画課	JR 東逗子駅前用地活用事業 基本構想の策定	適当	
防災安全課	逗子市国土強靱化地域計画策定事業	適当	・懇話会において、欠員の充足や欠席者からの意見聴取に努めること。

総務課	逗子市行財政改革基本方針の策定	适当	
社会福祉課	逗子市福祉プランの策定	适当	・説明会への参加者が少なく周知方法等の改善は必要だが、チラシのデザインが柔らかく工夫が凝らされている。
社会福祉課	逗子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	适当	・説明会への参加者が少なく周知方法等の改善は必要だが、チラシのデザインが柔らかく工夫が凝らされている。 ・公募の市民委員について、募集枠を超えた応募があったことを受け、当初予定数を超えた数の市民委員を採用した点は評価できる。
市民協働課	ずし男女平等参画プランの改定	适当	・懇話会欠席メンバーの意見を反映させるため、書面開催の必要性等も検討すべきである。
図書館	逗子市立図書館のサービス目標の改訂	适当 (条件付き)	・事前審査時に、「普段図書館を利用しない市民に対してもアンケートを実施する等、図書館サービスについて、幅広い層のニーズが把握できるよう努めること」という指摘を行ったものの、アンケート1000枚の配付に対し回収数が35枚という結果から判断すると、適切な対応がなされなかったと言わざるを得ない。指摘を受けて配布場所を増やす対応を行ったようだが、紙媒体のみではなくwebフォームを活用する、小学生に意見をもらえるよう学校に協力を求める等の積極的な対応が見られなかったため、引き続き市民の意見をしっかりと聴取する真摯な姿勢が求められる。
保育課	沼間小学校区放課後児童クラブの移転	适当	

(別紙2)

市民参加条例第13条第6項第1号の規定に基づく審査結果

○令和5年度以降に実施される市民参加の対象事項に関する市民参加の方法等について

今回の審査結果等については、次のとおりとします。

所管課	対象事項名（事業名）	審査結果	審査会からの意見
市民協働課	逗子市地域活動センター条例の一部改正(南ヶ丘自治会館の廃止)	适当	
高齢介護課	逗子市デイサービスセンターの廃止	适当	
国保健康課	逗子市自殺対策計画の策定	适当	
都市整備課	都市機能の整った快適なまち推進プランの見直し	适当	
情報公開課	逗子市情報公開条例の改正	适当	
まちづくり景観課	逗子市まちづくり条例の改正(まちづくり基本計画の整理等)	适当	

(別紙3)

市民参加条例第7条第3項の規定に基づく報告事項

○令和4年度に取り組んだ市民参加の対象事項に関する市民参加の方法等のうち、事前に市民参加制度審査会に諮らなかつたものについて（報告）

今回の審査結果等については、次のとおりとします。

所管課	対象事項名（事業名）	適否	指摘事項
子育て支援課	小児医療費助成事業制度の改正	不適當	・実施した市民参加の方法自体は適切になされていると評価するが、本来であれば市民参加制度審査会へ事前に諮るべきであり、本件については、事前審査が行えないやむを得ない理由による対象事項には該当しない。